

しているか仕事は下部組織かやっている

一町福 町内に対する補助として支出すべきかといふ考えられる

一船木 役場より町内宛に文書はよい

一総務課長 役場よりの連絡につきその連絡の係として役場より囑託してその手当として支給している

一町長 理論的に決めるのが難しいので総務委員会に付託したらどうか

一高三 町内に対する事務の補助として文書はよい

一瀬古 町としては重視或は利用しているが町会長は焼酎の總合団体である

町会長は相当な私費を払っているように見受けられるので手当もした

べきが当然である 町会長の身分は如何

一議長 委員長会議に諮り決まるとい

一町長 公法上は認められていない

一中野 各議員が各町会長と接渉してその結果につき再協議したい

一西村 事務局よりも伝達等につき再検討された

一総務課長 町内より連絡につき指定された11月の申出に基き指定したのである

一村野志 在り方の如何にしようと思ふが町内会長に存在は必要と考えらる

一町長 公別委員長町制 町会との懇談会により高漲したい

一村権 他町村につき現状を調査したい

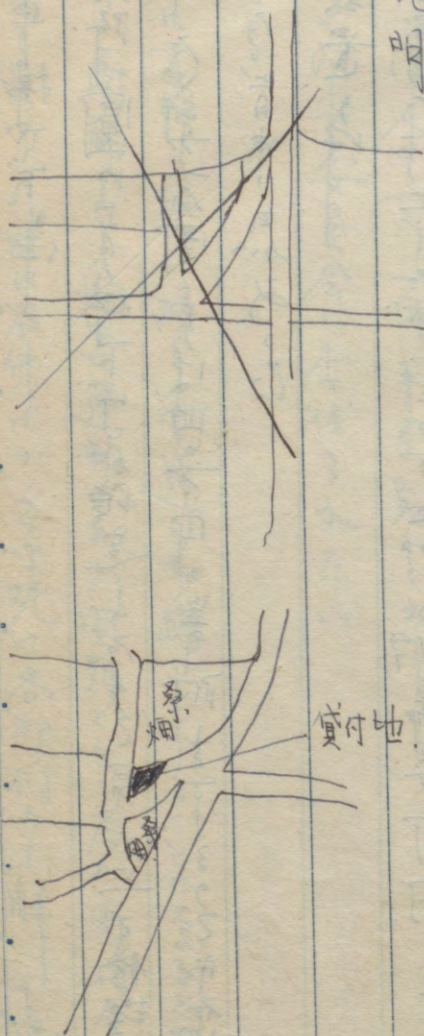
一議長 総務委員会を橋本議員に審議付託とする

一多戸橋 際町有地占有額について

一町長 三ヶヶ番地のスロウに在庫補助により砂利洗滌機を設置する申請

がある、これは西郷砂利組合よりのものである

一村権 現場説明



一消防自動車拂下り中

一助役 三才文庫「圓」より拂下りが確定したので見た上で修理し施して
配属した。カ分団より四〇〇円の金附きで市庁の三輪車と
購入した旨申しあつた。

一登記所設置中

一助役 当初予算に計上したが、ミカバはかるが、焼後町村及び有刀者の協力と
依頼した。焼後町村と話し合はれ来る。

一バスの東入について

一助役 ミカバより陸運局へ申請中。あつたが実現する見通しはない。

一都市計画道路

一助役 都市計画道路の建設についてはミカバの補助を決定するの。この補助
は待て。実現し則ちこれには能く入る。既に調査中である。
駅前通りの改良については測量も終つたので本年はこの地代補償科
も拂う予定である。

補助通り工事にはミカバの補助より九〇〇の工事とするよう指示され
た。これは西多摩郡を指定したので駅前通りにある所は修繕するが、測量は
つけるよう一応測量した。

一水道建設中

一助役 現在ミカバ位より進んでいる。井戸がある。排水池と作る必要がある。と
ミカバに八札の予定である。

一防犯協議会について

一助役 別紙通り金則にも相談して作った。

金則については人口一人一月五円宛である。

人選につき治安委員会の安否を小たい。

一議院について

一町長 今日中の書類の提出と終り中。辞めの手續きをする。と云ふと思ふ。

これについて南都より妙重運動もある。困難となったが町会等では相当
な反対を受けた。昨日本件については既に各町会の解を待つてある。

その実と強硬した都下に対する割当については論議がまだ入るまい

各都の一方計五所の決定を見たいのである

南部より申請があったが結局は都議の握りつゝしと云うことである

平井村長よりは福生の特異性による市債の妥当であること云々

公平な議論もあったが結局は既にありとあるもので自治庁の認可

の必要と思つたのである。議員の選出も内閣の中での決定された

議長 町長の発言に基き議員四名選出願いたい

議長 副議長は一任と決まりました

終る。一、二、四、〇、八

福生町議會議員名簿 (昭和28年11月13日定稿) 協全

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓	✓			✓	✓	✓	✓		✓		✓	
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀬古清藏	設楽美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
	欠	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野岳平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅拳輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

福議発第三八号

昭和二十八年十一月十一日

福生町議会議長 田村幾太郎
殿

福生町議会協議会商催通知

風記対策に於て緊急御協議致したいことがございますので御多
忙中誠に恐縮存じます。左記の通り御参集下さるよう通知いたしま
す。尚御用件も多しと存じます。下が萬障を繰り上り出席下さるよう重
ねて御願ひ致します。

記

一日時 十一月十三日午前九時

一場所 福生町役場

協議会

二八・十一・十三

一 出席者

別紙通り

一 役場側

町長 助役

一 書記

言水 永 上野 幸勝

一 風紀対策について

一 町長

條例設定について各方面の反響と呼ぶ実質の効果は上ったと思うので解除も近いと

思う、一昨日国警^{防犯課長}隊長との協議につき隊長は

1. 公安委員宛にも取締要望書提出願いたい

2. 條文についての解釈を説明されたのとことあり事務的に遂行出来るようになる

3. 澤田について警察側に何時でも協力すると言う決議を提出願いたい

以上の基き決議案を作成し決議願いたい、その後の推移については啓蒙宣伝を定

施中でありその効果として基地側も町警察との三者会談に用意しているようであり
り近く解決の見通しはあると考える

一議長 決議案の朗読と要求

秋山助役 決議案を朗読

一議長 決議案につき出席数

一森田幸 今朝の讀賣新聞、某議員談についての方をどうするか

一議長 高橋治安委員長と本人に会ったが淨化には賛成の意向がある

一森田幸 決議を以上違反するようなら言動をいた場合の処置はどうするか

一議長 罰則もあることであるからそれら則つて処置も出来得る

一西村 個人の意見は意見としてそれまで制約するのはどうかと考える

一森田幸 それはこの席上に於て賛成し反対しないでおつて裏にまわつて反対すると言う
ような場合もあるからである

一西村 それはそれとして方々が違ふと思ふ

一議長 各自の意見の異なる意見の相諍を切に希望する

一船木 明確に採決して決定すべき問題と考える

一教栄 字句を示したい

決議文

風紀取締に関する決議（案）

今般利定の福生町風紀取締條例については公正妥当な取締を警察当局に要
望すると共に町條例制定の主旨に鑑み淨化啓蒙運動を推進し之を取締と相俟つ
る所期の目的達成に遺憾なきを期するものあり苟も意見の対立を来すべから
ざることを期すべく、この旨を以て、取締当局に協力するものである
右決議する

昭和三十一年十一月十三日

福生町議会協議会

一西村 意見の対立は会議の審議課程として必要であるが字句上の明記するものはどうか

この字句を入れた真意はよく解するが

一村野 苟もの字句の下に「今後」という言葉を入れた方が状況の変化に応じて、爾後の活動に律す

る上に必要と考へる。

一議長 全会一致で決議文を承認し決議文を各分団隊長に送付と決定する。

一森幸 今朝の夜賣新聞の記事について瀬古議員の見解を求む。

一瀬古 その件について記者が昨日私に訪問した。私は全見している。一部業者の懐と云う

しうたものと考へ全く事實に反するものである。私は昨午未だり浮化に反対し

たことは全然なく今度の浮化運動にも参加してゐるのでも解ると思ふ。

昨午の方として私は急速に町を裏びするようになると考へた。こゝからしたのであ

る。私は浮化に反対したことは全くない。こゝで浮化については勿論賛成しているであらう

てこの点について再認識を願いたい。

一才一分団配属の自動車ポンプについて

一助役 消防庁の拂下丁車について約十五万円、拂下丁機ミチエ千円を以てそれぞれ石川の

又雪どけ車庫ミチエ千円を以て才一分団に配属を決定した。

一石村 防大貯水槽の状況の説明を願いたい。

一助役 防大貯水槽の防大貯水槽ミチエ千円、場計の決定と共に消防団とばかり決定したい。

この外にミチエ十五万円と作る予定である。

一石村 委員会としてミチエ千円を檢討される。

一村野盛 才一分団の消防車、新規購入について町援助を願う。

一西村 消防団の組織について再檢討の余地はないか。

一石川 ミチエ千円編成と云うような考へもあるが諸種の事情より困難と思ふ。才一分団については

一時、一分団の手機に配属する考へがある。

一石村 機動力を利用して集約する考へはないか。

一石川 ポンプより水利の莫大必要がある。赤線内の貯水槽の増設を考慮中である。

終る 十一時

風紀取締に関する決議

今般制定の福生町風紀取締條例については公正受当な取締を警察当局に要望すると共に本條例制定の趣旨に鑑み淨化啓蒙運動を推進し之が取締と相俟つて所期の目的達成に遺憾なきを期するものであり、いやしくも今後意見の對立を來すか如きことのないよう飽くまで全員一致取締当局に協力するものである。

右決議する。

昭和廿八年十一月十三日

福生町議会協議会

協
議
會

二
ノ
一
一
二
十

一、審查委員及選

一助役
監査委員の任期満了について、七月三十一日になつてゐるが事務の忙却に

より
~~遅~~
れてゐるか
~~強~~
任されたい

一田福議長の要員長の護
こうにより決定されたい

一、
設
樂
私
了
除
か
れ
た
い

一森章 その場合は副委員長とされた。

議長
學識と
實有は
理事者
より石
り式田
任の希
望があ
るべし

田之義、こよしの声あり

議長
函会と宣旨する

田村利一氏を還任するに日を計る。

一役場庁舎の増設について。

助
役
十五坪
二階建
とする

五貫九分五厘

現在の町長室をこの室に當る予定です。

船本、他所の役所は比較的小さい。現在のものを、こゝろでなく、大きなものと希望する。

議長、予算、おぼろしいものであるが、この位の程なでやりと思ひます。

田福、全体計画を起すその部分とすると実施していただく方がよい。

町長、将来はこの建物をとり、こはくやるより方法があるまい。

貫井、これを決定の線とて進めたら。

議長、その口を閉る。

田福、その声起り、決定する。

一才三小學校PTA指定地の附受領の件、

助役、体育用具として、三才三小、三才三小、他、内訳説明、

四万二千円の内、三才三小の附金である。

本件については、追々教育委員会に諮つたところ、他の学校と同様な施設をして頂くといふ。予算の増減は止むを得ない。そのうち来るまで待つて頂く。是非とも実現して頂くといふ。

こののである。昨、終末委員会にも諮つたが、その委員協議会に諮つて頂く。そのことである。

従来のあり方と違うところは、本件としては特別と認めて、いい。

議長、文教委員として、審議して頂く方がよいと思ひますが、

町長、本年にも期があるが、そのころに決まるといふ。

最悪の場合でも、三才三小を継続でなく、と決まるといふ。

貫井、立場を代えて、この提で決まるといふ。

十才三小の頃より、教員側から、図書や教材備品等のことが話題に出ていた。

子供を丈夫に育てるから、教育して頂くがよい。ではないかというところから、この線に

そうして、PTAの協力を得た。

いろいろあるが、不行届のところがあるが、（はま）早小の実現を希望します。

設、果、地元の人も、私の方で、相談はあったが、才三小、学校々地等のこともあつたから、町と相談してやりなさい。とつて、たまたま、中、このに、決まるといふ。

つたが、何れとも、宜敷い。お終、い。